

「放送分野における個人情報保護 及び IT時代の衛星放送に関する検討会」資料

2004年5月19日

(株)B-CASにおける「個人情報保護」について

株式会社 ビー・エス・コンディショナル アクセス システムズ

(株)B-CASでの「個人情報」の取り扱いに関しては、放送事業者様での取り扱いとは かなり異なっておりますので、下記の項目に沿って説明いたします。

- [1] (株)B-CASの「業務概要」について
- [2] (株)B-CASにおける「個人情報保護」について

[1] (株)B-CASの「業務概要」について

1. (株)B-CASの「会社概要」と「CAS機能」

- 1) (株)B-CASは BSデジタル放送の開始にあたり、共有して使用する「B-CASカードの発行・管理」や 有料放送の「限定受信(B-CAS)方式」を統括的に運用・管理するために、当時のBSデジタル放送事業者が中心となって 2000年2月に設立しました。
[出資者] NHK、BS日テレ、BS-i、BSフジ、BS朝日、BSジャパン、WOWOW、スター・チャンネル、東芝、松下電器産業、日立製作所、NTT東日本 (計 12社)
- 2) B-CAS方式では「1枚のB-CASカード」を、複数の放送事業者が各々に独立した放送サービスを 独立して運用(利用)できます。

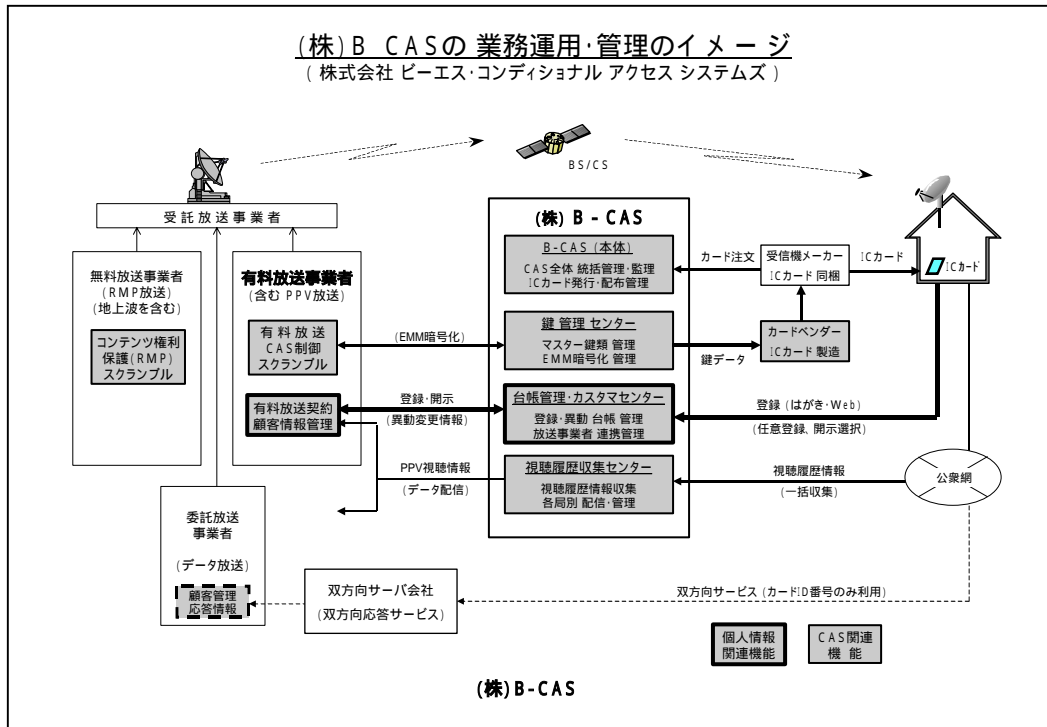
放送サービス	地上デジタル	BSデジタル	110度CS放送	CAS機能の利用
PPV・有料放送	(未使用)	(有料放送)	(有料放送)	:個人を特定
自動表示メッセージ	(未使用)	(NHK)	(未使用)	:個人を特定せず
コンテンツ保護	(全局)	(全局)	(未使用)	:カードIDのみ利用
データ放送				

PPV・有料放送 : (BS放送)WOWOW、スター・チャンネル、(CS)スカイパーフェクTV!110

自動表示メッセージ : BSデジタル放送のNHK

コンテンツ保護(RMP) : NHKと BS・地上デジタル放送の全無料民放(2004年 4月から)

- 3) (株)B-CASは「B-CASカードの発行・配布」、「鍵データの管理」、「台帳管理とカスタマーセンター」、「視聴履歴の収集・配信」などの共通的な運用・管理業務のみを行い、CSデジタル放送の「プラットフォーム事業者」のような「有料契約や顧客管理」などの業務は行っていません。



2. (株) B-CASにおける 主要な「業務」

(株) B-CASの 主要な業務は、下記の 4業務です。

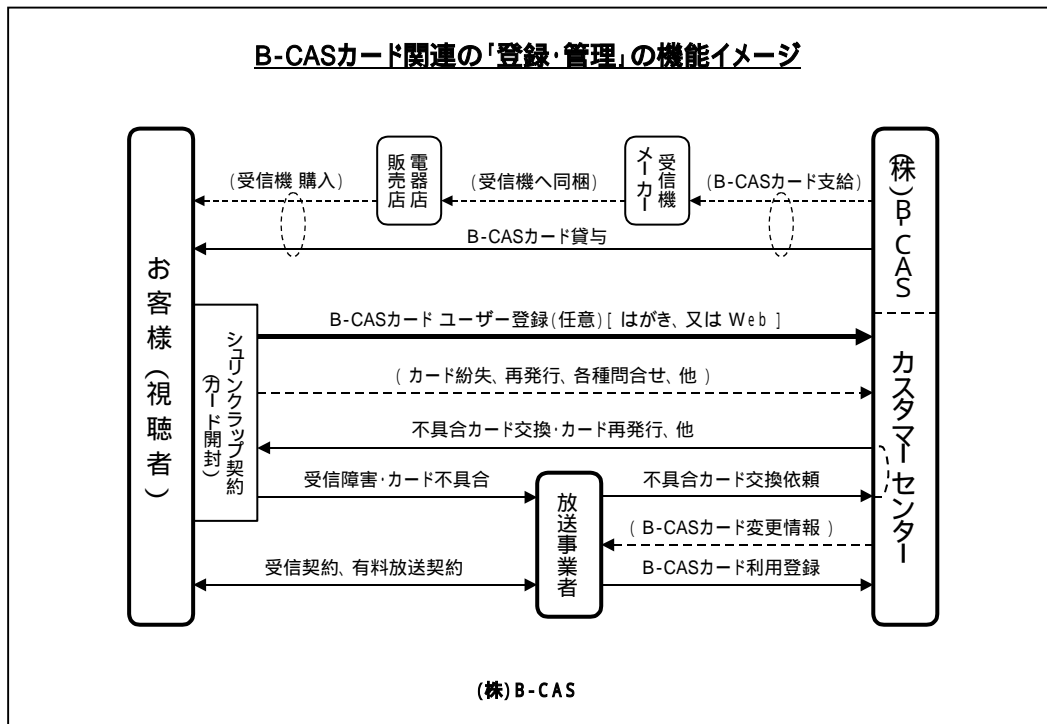
B-CASカードの「発行・管理(鍵データ生成を含む)」業務

B-CASカードの「登録・管理」業務

有料放送の契約情報に関する「EMM信号の暗号化」業務

PPV放送の視聴履歴情報の「一括した収集・配信」業務

3. B-CASカード関連の「登録・管理」の概要



[2] (株)B-CASにおける「個人情報保護」について

1. B-CASカード登録者の「個人情報保護」

弊社で取り扱う「放送視聴者(有料放送契約者を含む B-CASカード登録者)の個人に関する情報」に関しては、基本的に 以下のような観点で「管理・保護」を行っています。

- 1) B-CASカードの使用に関する 放送視聴者との契約(B-CASカード使用許諾契約約款)は、「地上デジタルテレビジョン放送」への対応、及び「コンテンツ保護(RMP)」対応の導入に伴ない、2003年12月に「使用許諾契約約款」の改訂を行いました。
改訂にあたっては「個人情報保護法(2003年5月30日制定;未施行)」、及び「消費者契約法(2001年4月施行)」などに配慮しています。
- 2) 「使用許諾契約約款」や「台紙」には、「個人情報」関連事項の B-CASカードの「登録の目的」(「個人情報」の取得や利用目的)、「情報の内容」(「登録はがき」の項目)、「情報の第三者への提供・開示」(開示先)などを記載しています。
登録目的 : カードによる放送サービスの向上や 放送システムの円滑な運用を図り、カード交換やバージョンアップ業務等をより円滑に行うため
個人情報内容 : 「氏名(又は 法人名)」、「性別」、「生年月日」、「住所(含むメールアドレス)」、「電話番号」、「カードID番号」
情報の開示先 : 「BS・110度CSデジタル放送」の全事業者 (NHKは地上波を含む)
主要開示先 : NHK、WOWOW、スター・チャンネル、スカイパーフェクTV! 110
- 3) 弊社への個人情報の「登録」については、「地上デジタル放送」への対応と「コンテンツ保護(RMP)」対応を勘案して、「登録は任意(お願い事項)」の位置付けとしています。
但し 有料放送契約者は、「有料放送の契約約款」とも連携して「登録必須」としています。
- 4) 弊社の「ホームページ」には、前記「使用許諾契約約款」を掲載するとともに、「情報の第三者への提供・開示」の具体的な「全放送事業者名」を掲載しています。(開示許諾は 登録時に選択)
- 5) 弊社の「ホームページ」には、「登録者情報の管理の基本的な考え方(個人情報保護)」として「個人情報の取り扱い指針(ガイドライン)」と「各条項毎の具体的な解説」を掲載して公表しています。
- 6) 弊社の「個人情報の第三者への提供・開示先」である「放送事業者」の間では、各種業務契約とともに「個人情報保護に関する契約」も併せて締結し、管理の徹底を図っています。
- 7) 弊社では、「登録者情報」を管理する「台帳センター(含む カスタマーセンター)」の業務は 外部事業者に委託していますが、業務委託先とは 各種業務契約とともに「個人情報保護に関する契約」も併せて締結し、管理の徹底を図っています。なお この業務委託事業者は、個人情報管理に関する「プライバシーマーク」を取得しています。
- 8) 「台帳管理・カスタマーセンター」のシステムは、外部からの不正アクセスなどの防御のために回線は「専用線」とし「ファイアウォール」の設置や「暗号化通信」を施し、内部のアクセス管理についても「入室管理」や「操作担当者の限定」などの厳重な管理を行なっています。

2. 「契約情報」、「視聴履歴情報」関連について

弊社で取り扱う 有料放送の「契約情報」と PPV放送の「視聴履歴情報」に関しては、以下のよう
に考えております。

- 1) 「B-CAS方式」に於ける (株)B-CASの機能は、CAS機能(B-CASカードを含む)の共通情報のみの運営・管理を行い、各放送事業者の固有事項(顧客管理、契約情報、視聴情報)などは各放送事業者が独自に運用・管理する方式となっています。
- 2) 有料放送事業者の「有料放送契約情報(EMM信号)」については、(株)B-CASの「鍵管理センター」では 放送事業者から送られてくる「平文のEMM信号」の暗号化処理のみしか行いませんが、通信障害時の保守メンテナンスなどのために「通信記録データ」をそのまま「暗号化」して「半年間保存」しています。
- 3) PPV放送の視聴者の「視聴履歴情報」については、(株)B-CASの「視聴履歴収集センター」が全PPV放送事業者分の「視聴履歴データ」を 一括して収集し配信することのみしか行いませんが、通信障害時の保守メンテナンスなどのために「通信記録データ」をそのまま「半年間保存」しています。
- 4) 「EMM信号」や「視聴履歴情報」のデータ内容は 各放送事業者が独自に作成し、かつ このデータ・フォーマットは B-CAS方式の「重要機密事項」となっていますので、(株)B-CASでは そのデータの情報内容を 一切解読することはできません。
- 5) また これらの「通信記録データ」は、データ処理などは行わずに、保存も半年となっています。

以上から、(株)B-CASで取り扱う「契約情報」と「視聴履歴情報」は、「個人情報」には該当しないと考えています。

以上